

残り10万トンの買戻しと随契米買入れ時期が今後の焦点

農水省が9月2日に開催した食料・農業・農村政策審議会 食糧部会では、政府備蓄米の買戻し(21万玄米トン)を踏まえた、令和8/9年の主食用米等の需給見通しが示されました。玄米ベースの需給見通しは下表の通りで、令和9年6月末民間在庫量は最小値246～最大値283万玄米トンとなります。「令和8年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の平均比見込み」を勘案した需給見通しから、21万玄米トンを控除した数量で、中央値は264万玄米トンです。8年産主食用米等の生産量は今後、8月20日までの営農計画書等の変更を踏まえた作付面積や、10月中旬公表予定の作物統計調査(9/25現在の予想収穫量)により変更される見込みです。

ただ、[参考]と明記されている「長期計画的な販売支援(32万玄米トン)」と「民間備蓄実証事業(6万玄米トン)」の合計38万玄米トンは、令和8年6月末民間在庫量243万玄米トンの内数であることに注意が必要です。また、米穀周年供給・需要拡大支援事業を活用した「長期計画的な販売支援」は備蓄米のような“隔離”とは違い、現在保管されている7年産米についても、今年の11月以降は主食用米として流通することもあります。さらに、引渡期限が8年11月2日～9年3月11日となっている備蓄米の政府買戻しに、長期計画的な販売支援32万玄米トンの一部が使われる可能性もありますが、その際は、当該数量が32万玄米トンから、買戻し数量21万玄米トンの内数に移行することになります。

基本指針の変更では、令和8/9年の備蓄運営において、政府備蓄米の適正水準に向け、着実に回復を図るとされています。昨年売り渡した備蓄米59万玄米トン(買戻し条件付き売渡し31万玄米トン、随意契約による売渡し28万玄米トン)の買戻し・買入れは、供給不足になる状況を避けつつ、令和9/10年以降も含めて計画的に実施されることとなります。今回の政府備蓄米の買戻し(7年産21万玄米トン)は、急激な需給変動を避けるとともに、年産構成の適正化を図る観点も踏まえ、昨年度買入れを中止した7年産に相当する数量と説明されました。さらに、備蓄期間が経過している備蓄米(2年産15万玄米トン)等は飼料用等の非主食用に順次販売されることとなります。今後の焦点は、残り10万トンの買戻しと、随契米28万トンの買入れ時期となりますが、対象となる年産によっては需給への影響が大きくなる可能性もあります。

農水省 基本指針(令和8年9月策定)

●令和8/9年の主食用米等の需給見通し

		(万玄米トン)			(万玄米トン)			(万玄米トン)	
令和8年6月末民間在庫量	A	243			243			32	6
令和8年産主食用米等生産量	B	最小値	中央値	最大値	最小値	中央値	最大値	《38》 ↓	
		735	745	754	735	745	754		
令和8／9年主食用米等供給量計	C=A+B	978 ～ 988 ～ 997			978 ～ 988 ～ 997				
令和8／9年主食用米等需要量	D	693 ～ 711			693 ～ 711				
政府備蓄米の買戻し	E	－			21(注3)				
令和9年6月末民間在庫量	F=C-D-E	267 ～ 285 ～ 304			246 ～ 264 ～ 283				

今回の政府備蓄米の
買戻し(21万玄米トン)を
踏まえた需給見通し長期計画
的な販売 民間備蓄
支援 実証事業

- [注1] 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入契約数量21万玄米トンは、令和8年産主食用米等生産量には含まれない。
- [注2] 令和8年産主食用米等の生産量については、令和8年6月末時点の水田における作付意向や10a当たり平均収量(5中3平均)、8月15日現在における10a当たり収量の平均比見込みを考慮して、幅をもって設定したもの。8月20日までの営農計画書等の変更を踏まえた水田における作付面積や作物統計の調査結果により、今後変更される見込み。
- [注3] 政府備蓄米の売渡し(全体で59万玄米トン)に係る備蓄水準の回復は、供給不足になる状況を避けつつ、適正水準に向けて着実に回復を図る観点から、令和9/10年以降も含め、今後、計画的に実施。急激な需給変動を避けるとともに、政府備蓄米の年産構成の適正化を図る観点も踏まえ、令和7年産米21万玄米トン(昨年度買入れを中止した数量に相当)の買戻しを進めるとともに、引き続き、今後の需給状況等を見定めた上で対応。また、今後順次、備蓄期間が経過している備蓄米を飼料用等の非主食用に販売。
- [注4] 上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式や枠外の民間輸入による輸入米は含まれない。

米穀周年事業32万トン、“隔離”効果は限定的

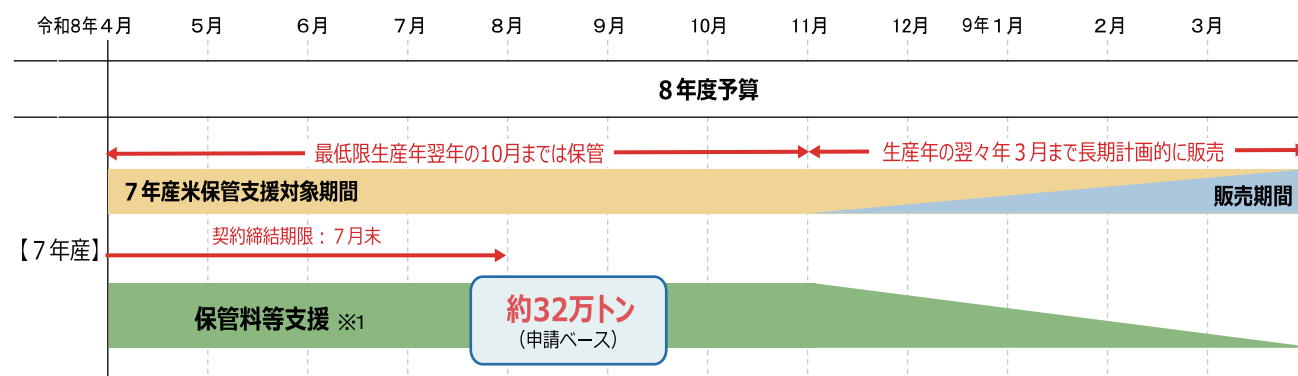
農水省によると、令和8年度の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」では、メニューのなかの長期計画的な販売に28道県から32万玄米トンの申請が出ています。長期計画的な販売は、産地で生産者等があらかじめ積立てを行い、主食用米を生産年の翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取り組みを支援するもので（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）、8年度の支援イメージは下図の通りです。

7年産米の場合、8年10月末までは最低限保管しなければなりません、11月以降は主食用米として流通することもあるうえ、今回の備蓄米21万玄米トンの政府買戻しに、32万玄米トンの一部が使われる可能性もあります。そもそも、保管支援対象期間は9年3月末までと設定されているので、3月末までには販売を終える必要があり、現状では“隔離”効果は限定的と言わざるを得ません。

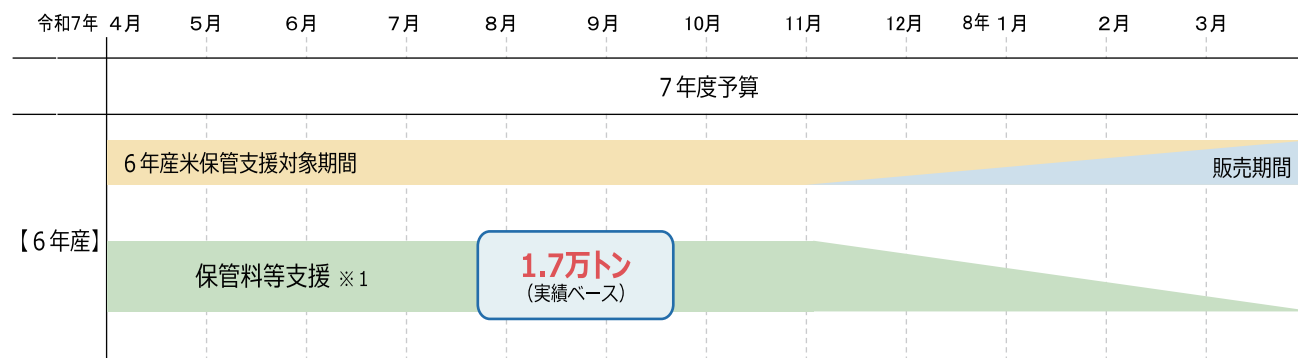
一方、9月2日に行われた食糧部会では、加藤純委員（全中常務理事）が米穀周年事業について、「コロナ禍の際、特別枠を設けて支援期間を延長した経緯もあるので、そうした対応も含めて、需給安定に向けた取り組みを強化して頂きたい」との意見を述べており、農水省も来年度予算の編成過程で検討するとしています。

仮に延長された場合、対象となるのは32万玄米トンのうち、来年3月末までに販売のめどが立たなかった産地銘柄となります。ただ、長期計画的な販売支援を受けているもののなかには、年明け～3月までの業務用（中食・外食）向け販売に充てられる数量も一定程度含まれると思われるほか、前述のように、備蓄米の買戻しに充てられるものもありそうです。そのほか、競合すると思われる8年産B銘柄や中米の出回り数量などによっても、7年産古米の消化進捗が変わってくるため、“隔離”効果については慎重に見極める必要があります。

■令和8年度保管経費等の支援イメージ



(参考)令和7年度保管経費等の支援イメージ



※1 保管料等の支援対象経費（保管料：米穀の保管経費、金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息、集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費）